

大規模災害協定に基づく連絡会（大島ブロック）議事録

場 所：大島支庁本館 4F 大会議室

期 日：平成 30 年 5 月 9 日（水）13：30～14：10

参加者：大島支庁 上大田建設部長、藤田建設課長、小原技術補佐
中山技術補佐(兼)道路維持係長、笠井道路建設係長
中津川河川港湾第一係長、東河川港湾第二係長
寺園技術主幹(兼)技術調整係長
若松技術主査、園田土木技師
瀬戸内事務所 小谷建設課長、大迫技術補佐(兼)道路第一係長
喜界事務所 後藤建設係長
沖永良部事務所 浜村建設課長、川路技術主幹(兼)港湾漁港係長
測量設計業協会 安永会長、西川理事
連絡責任者（正）久永コンサルタント 岩木
久永コンサルタント 内村、中村
連絡責任者（副）大亜測量設計 有村

会議資料

大島支庁，協会より

大規模災害時の支援協力に関する連絡会（大島ブロック）[測量設計業協会] 会次第

議事録

1. 開会あいさつ

【大島支庁 上大田建設部長】

本日は、大規模災害時の支援協力に関する連絡会に安永会長をはじめ関係の皆様多数参加していただきまして誠にありがとうございます。

奄美大島はもう梅雨に入りまして、これから台風や秋雨前線など9月、10月まで雨の多い気の抜けない時期がつづきます。

このこともあって、協定に関わります連絡体制や支援協力の範囲などを再確認して、不測の事態にたいして十分な備えをして頂きたいと思います。

また、いろいろと御支援、御協力を頂くことも有ると思いますが、1年間宜しく願いします。

2. 議題

【進行役 大島支庁 寺園技術主幹兼技術調整係長】

(1) 平成 30 年度の連絡体制について

【大島支庁 若松技術主査】

- ・資料 P2 に基づき大島支庁の平成 28 年度の支援協力の連絡体制について説明

2 頁の表が大島管内の連絡体制となっております。上部の位置に各事務所の代表電話及び FAX を記載しております。次に、各所属の連絡先責任者及び連絡担当者ですが、連絡責任者は、上大田建設部長となっております。大島支庁建設課の連絡担当者は藤田建設課長以下 7 名、瀬戸内事務所の連絡担当者は小谷建設課長以下 4 名、喜界事務所の連絡担当者は後藤建設係長、徳之島事務所の連絡担当者は河野建設課長以下 3 名、沖永良部事務所の連絡担当者は浜村建設課長以下 3 名となっております。各所属の時間内外の連絡先とメールアドレスを、右欄に記載しておりますので参照して下さい。

【測量設計業協会 久永コンサルタント 岩木主任】

- ・資料 P3 に基づき平成 30 年度の大島ブロックにおける連絡体制について説明

昨年度の連絡体系図からの変更点を説明させていただきます。本年度の大島ブロックの応援支援の連絡責任者（正）は、(株)久永コンサルタントで連絡責任者（副）は、(株)大亜測量設計に変更になっています。応援支援協力業者は、25 社となっておりますので宜しくお願いします。

(2) 大島支庁管内の公共土木施設等の状況について

【大島支庁 若松技術主査】

- ・支庁管内の公共土木施設の状況を説明。(資料 P4, 5)

道路・・・29 路線 569 km

河川・・・51 河川 141 km

砂防・・・砂防指定地 209 箇所 急傾斜地崩壊危険区域 139 箇所
地すべり防止地区 11 箇所

海岸・・・海岸保全区域 65 地区 83km

港湾・・・重要港湾(名瀬港)1 箇所 地方港湾 6 箇所

漁港・・・第 4 種 5 箇所

(3) 支援協力の範囲及び災害時の被害状況調査の内容について

【大島支庁 若松技術主査】、

① 協定書・実施要領・留意事項（P7～P14）協定書第1～11条について

協定書第1～11条（P21～P25）に基づき説明

・第1条【目的】

被害状況の速やかな把握を目的とする。

現有公共土木施設のみならず、新たに公共土木施設の設置が予想される災害箇所も支援協力の対象とする。

支援協力の期間は災害発生時から災害報告までの期間。

・第2条【対象となる大規模災害】

鹿児島県災害対策本部が設置された場合、その他前号と同程度の災害で、甲が乙の支援協力を必要であると認めた場合。

公共土木施設等に広範囲又は大規模な被害が発生したとき、その他災害に関する情報収集を緊急に実施する必要があるとき。

・第3条【支援協力の内容】

支援協力を要請する調査の内容

公共土木施設等の被災情報の収集及び甲に対する報告（目視等による調査、写真撮影、概略図の作成）費用を伴わない範囲での技術的助言。

レベルやトランシット等の機器を用いることなく、目視や巻尺・ボールを使用した簡易な調査による被害状況調査程度を原則とし、概要図(ポンチ絵)等で記録する。

・第4条【支援協力の要請】

支援協力を要請する必要があると認められたとき書面により協力を要請することができる。

協力要請の方法等については、書面をもって要請することが困難又は緊急やむを得ない場合は、口頭、ファックス又は電子メールで要請し、その後、速やかに書面で要請するものとする。

支援協力と指名選定との関係について、乙は、社会貢献(ボランティア)活動の一環として支援協力を行うことから、甲は、災害測量設計委託の指名選定に当たり、支援協力を行った者に対する配慮は行わない。

・第5条【調査の実施及び報告】

乙は要請を受けたときは、可能な限り協力するものとし、応諾後、直ちに調査を実施する者を選定し、報告するとともに速やかに被害箇所の調査を実施し、その調査結果を甲に報告する。

支援要請に基づき調査を実施する際は支援協力要請に基づく協会の活動であることを明らかにするため、協会が発行する身分証明書を携帯するとともに腕章を着

用するものとする。

報告内容等

- 1) 調査日時
- 2) 調査した場所及び路線・河川名等
- 3) 被災状況(被災箇所平面、横断、写真等)
- 4) 調査した者及び連絡先
- 5) その他報告を必要とする事項

調査実施上の注意事項、調査を開始する前に各地域振興局担当者と打合せを行い、調査対象施設、調査範囲の確認を行うこと。

・第6条【経費の負担】

調査の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

・第7条【調査の連絡体制】

本協定に基づく調査の連絡体制を定める。

・第8条【損害賠償】

当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害賠償については、業務従事者を雇用する乙の会員の責任において行うものとする。

・第9条【実施要領】

省略

・第10条

協定の効力については協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとする。

・第11条【その他】

省略

【測量設計業協会 久永コンサルタント 岩木主任】

- ① 被害状況調査の支援協力に関する協定及び被害状況調査の支援協力について
 - ・資料P27で協定締結、支援協力体制、支援協力連絡会の開催（H30.5.9）、災害対応講習会の開催（H30.4.16）について説明
 - ・資料P29支援協力において身分証明書の携帯、腕章及び災害ベストを必ず着用して対応します。

(4) 意見交換会

【県側質問】（大島支庁 上大田建設部長）

災害調査員証明書の色(黄色)ですが、平成 30 年に講習を受けた技術者ということですか。

【回答】（測量設計業協会 安永会長）

毎年、災害対応講習会を開催しております。その講習会を受講した技術者のみにその年度の災害調査証明書（有効期限 1 年）を配布しています。講習会は、災害対応の実務や労働災害について講義しており、これに参加した技術者のみが大規模災害時における災害調査の支援協力に関する協定に基づく災害調査を行うことができるものとしています。

【県側質問】（大島支庁 上大田建設部長）

昨年は、県内の災害状況調査の支援協力の活動は無かったとのことですね。

【回答】（測量設計業協会 安永会長）

昨年は、災害状況調査の支援協力の活動はありませんでした。近年では、鹿屋の台風 16 号災害で支援活動を行っています。

【県側質問】（大島支庁 上大田建設部長）

大規模災害時の支援協力に関する連絡会を毎年開催していますが、協定の内容に変更が無い、特に情報交換をすることも無い場合など、この連絡会を開催する必要性について協会としてはどのように考えていますか。

開催場所が離島であり、わざわざ遠方より来ていただくのは心苦しい面もあります。

【回答】（測量設計業協会 安永会長）

内地であっても、連絡会に参加すれば 1 日掛ります。大島支庁の連絡会に於いても日帰りは可能であることから、特に問題は無いと考えています。毎年、正副の連絡責任者が変わりますので、この会を通じて知って頂いたほうが良いと考えております。

【県側質問】（大島支庁 藤田建設課長）

被災状況の収集でドローンの活用は可能ですか。

【回答】（測量設計業協会）

一昨年の大隅災害時にも、技術者が立ち入れない危険な場所等においてはドローンで調査を行った現場もあります。

現在、協会内企業で、20社程度は所有しておりますので、被災状況の収集調査でドローンの活用は可能であります。

3. 閉会あいさつ

【測量設計業協会 安永会長】

本日は、お忙しい中、お集まり頂きまして誠に有難うございます。
私どもも、地域の中で生活している身であり、地域の安全・安心を守ることは、測量業協会の指名でもあります。今後とも、精進してまいりますので宜しくお願い申し上げます。

—以上—



大島支庁建設部
上大田建設部長

測量設計業協会
安永会長



沖永良部事務所建設課
浜村建設課長

瀬戸内事務所建設課
小谷建設課長

大島支庁建設部建設課
藤田建設課長





喜界事務所建設係
後藤建設係長

沖永良部事務所建設課
川路技術主幹
兼港湾漁港係長

大島支庁建設部建設課
佐伯技術主幹
兼建築係長



大島支庁建設部建設課
寺園技術主幹
兼技術調整係長

大島支庁建設部建設課
若松技術主査

大島支庁建設部建設課
園田土木技師

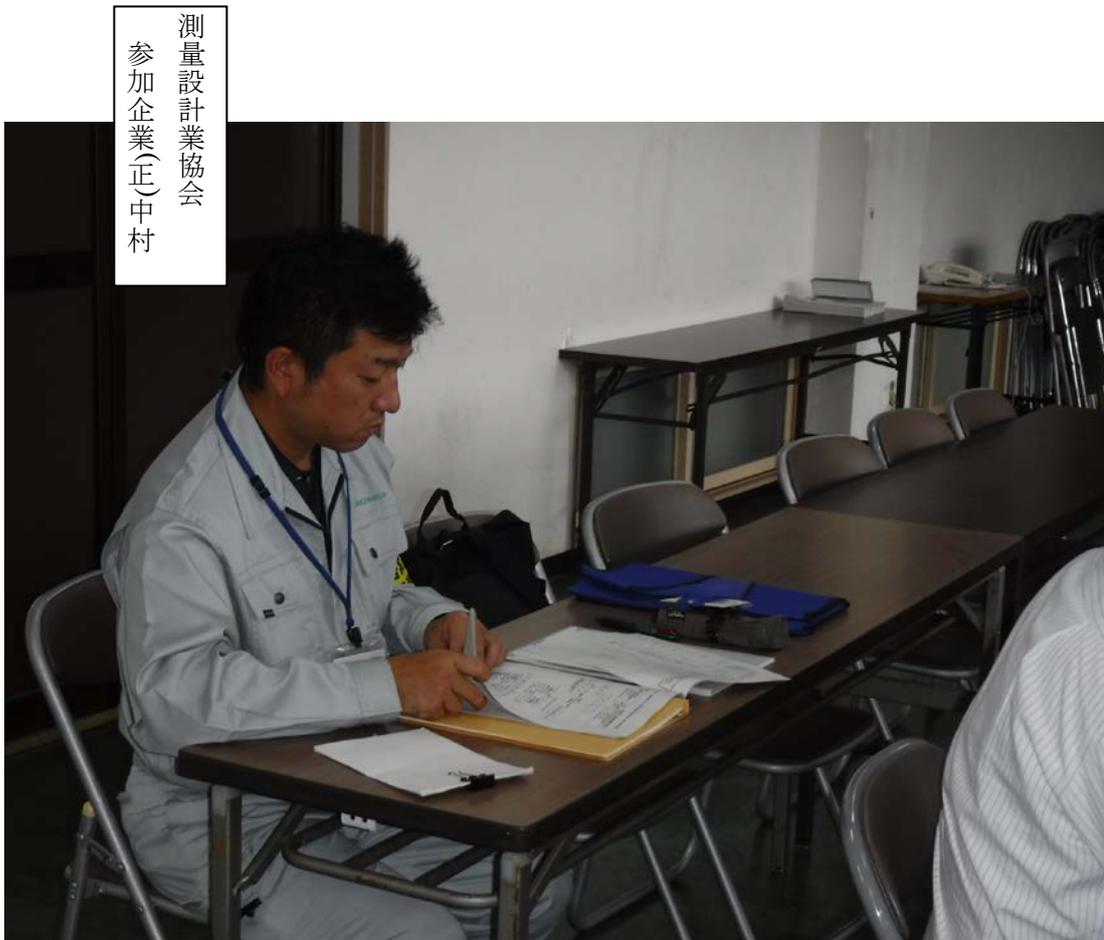


測量設計業協会
参加企業(正)内村

測量設計業協会
連絡責任者(正)
岩木

測量設計業協会
西川理事

測量設計業協会
連絡責任者(副)有村



測量設計業協会
参加企業(正)中村